職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって(談話)

令和3年10月11日 茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査について、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、月例給について、職員と民間を比較したところ、民間の給与 が職員の給与を58円(0.02%)上回りました。民間給与との較差が極めて 小さいことから、月例給は改定を行わないこととしました。

また、特別給(ボーナス)については、職員の支給月数が民間を上回ったことから、年間で0.15月分引き下げることとしました。

公務の運営関係については、人材の確保及び育成、育児等と仕事の両立支援、 勤務環境の整備、定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進、公務員 倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、2年連続での特別給の引下げという勧告となりましたが、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が県行政の各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。